

財務省第11入札等監視委員会

令和5年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年6月20日(木) 四国財務局 南607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和6年1月1日(月)～令和6年3月31日(日)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 長尾税務署 1階2階事務室等模様替工事 契約相手方: 梶原工業株式会社 (法人番号8470001007361) 契約金額: 31,680,000円 契約締結日: 令和5年5月30日 担当部局: 高松国税局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名: 令和5年度高知財務事務所電話交換機等更新業務 契約相手方: 東高電通株式会社 (法人番号4490001001589) 契約金額: 1,056,000円 契約締結日: 令和6年2月14日 担当部局: 四国財務局
		契約件名: 高松国税局情報システムの開発及び運用支援業務 契約相手方: システムスクエア株式会社 (法人番号4120001130359) 契約金額: 7,768,200円 契約締結日: 令和5年4月3日 担当部局: 高松国税局
		契約件名: 令和5～7年度未利用国有地の管理等業務委託契約(愛媛地域) 契約相手方: 株式会社タカハシ (法人番号1490001009552) 契約金額: 14,895,050円 契約締結日: 令和5年4月3日 担当部局: 四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	契約件名: 高松国税局情報システムの開発及び運用支援業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「長尾税務署 1階2階事務室等模様替工事」 契約相手方：梶原工業株式会社 契約金額：31,680,000円 契約締結日：令和5年5月30日 担当部局：高松国税局</p> <p>長尾税務署の空きスペースは国税局が使用するのか。</p> <p>長尾税務署を使用することで、税務署の内部事務を集約する国税局の特定の部署が2カ所に分かれることとなるが、事務を効率的に行えるのか。</p> <p>入札参加業者が11者と多い理由はなにか。</p> <p>低価格調査を行ったとのことだが、低価格の入札となった理由はなにか。</p>	<p>複数の税務署の内部事務を集約する国税局の特定の部署が、今後、集約対象とする税務署を増やしていくことにより、国税局の庁舎では執務スペースが足りなくなるため、長尾税務署の空きスペースを国税局が活用することとした。</p> <p>長尾税務署に移動するのは、国税局の他の部署であり、移動後の国税局内の空いたスペースを税務署の内部事務を集約する国税局の特定の部署が使用するため、2カ所とならない。</p> <p>模様替工事であり、建物の基礎、構造に影響する複雑な工事ではないことから、一般建築業者以外の業者でも入札に参加可能となるよう競争参加資格を設定したためだと考えている。</p> <p>業者の低価格でも落札しなかったという思惑や、本件工事に天井の配管の工事があったことから、業者の本業である管工事への強みを入札価格に反映できたと考えている。</p>

【案件2】

「令和5年度高知財務事務所電話交換機等更新業務」

契約相手方 : 東高電通株式会社

契約金額 : 1,056,000円

契約締結日 : 令和6年2月14日

担当部局 : 四国財務局

電話交換機は定期的に交換するものか。前回はいつ更新したのか。また今回更新するに至った理由はなにか。

落札額が予定価格より大幅に低い理由はなにか。

見積業者の選定理由はなにか。

電話交換機は定期的に更新するものではなく、更新周期は決まっていない。前回は平成22年度に更新している。

また、今回更新するに至ったのは、メーカー保証が終了しており、また、修理用部品の調達もできない状況となった旨、保守業者より通告を受けたことから更新を行ったもの。

予定価格については、電話交換機・電話機等の物品費及び機器取替費等の役務費の各項目で複数業者から提出された見積価格を参考に算出した。

落札額が予定価格より大幅に低い理由について応札業者に確認したところ、今回の入札においては、落札したいという強い意思から、業務可能な最低水準の価格にて応札したとの話があり、これが理由と考えられる。

まず1者は、前回の契約業者を選定した。もう1者は、前回の契約業者が扱っている以外のメーカーを扱っている業者から探すこととし、高知県内にある業者で、入札参加資格を有していた業者を選定した。

【案件3】

「高松国税局情報システムの開発及び運用支援業務」

契約相手方：システムスクエア株式会社

契約金額：7,768,200円

契約締結日：令和5年4月3日

担当部局：高松国税局

業務内容や業者に常駐してもらっているかどうかについて、教えていただきたい。

応札業者数が1者であるが、過去の入札状況は。

システム等の専門知識がある人を採用、育成する等は難しいのか。

局独自のシステムの開発ということであるが、全国統一のシステムを開発するという動きはあるのか。

予定価格の算定方法は。

システムの開発や不具合を修正するため、プログラミングやデバッグを行うことから、高度な専門的な知識を持つ業者の常駐が必要である。

なお、業者は、1名常駐しており、年間220日、職員と同じ勤務体系で業務に従事している。

本案件の調達は、平成24年6月からスタートし、会計課で入札状況を確認できる範囲では平成30年から1者応札が続いており、平成24年から令和元年まで同じ業者、令和2年から令和5年まで現在の契約業者と契約している。

現在、国税専門官の採用試験において、理工・デジタル系の採用が始まっており、今後は専門知識のある職員が増えてくると想定している。

各国税局独自のシステムを統一的に他の国税局でも使用するという動きがあることから、今後は、局の独自システムは減少すると想定している。

積算資料のプログラマーやSEの単価等から算出している。

【案件4】

「令和5～7年度未利用国有地の管理等業務委託契約（愛媛地域）」

契約相手方：株式会社タカハシ

契約金額：14,895,050円

契約締結日：令和5年4月3日

担当部局：四国財務局

支払額は、毎年度変動するののか。

各年度により業務内容や箇所数に変動があるほか、契約期間中に国有地の売払いや引受けによる財産数の増減が発生するため、支払額も変動する。

3年契約とした理由はなにか。

財務省の通達「未利用国有地の管理等業務に係る業務委託取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）別添1の「委託業者選定手続」の5－(3)に、「契約期間は、3年度内とする」と規定されており、3年契約で委託業者を選定している。

これは、3年契約にすることで委託料が安価になる可能性が高いこと及び、一定の委託料が見込まれることにより入札参加者が増加する可能性が高いことから、複数年契約にすることとなったと聞いている。

未利用国有地の状態はどのようになっているののか。

本契約時点の令和5年4月では、対象としている財産は31件あり、愛媛県内各地に点在しており、全て更地となっている。

未利用国有地の取得理由はなにか。

未利用国有地の取得理由は様々な態様がある。例えば公務員宿舍や庁舎が廃止された土地、相続税物納された土地、相続人不存在で国庫帰属となった土地などが主な取得理由としてあげられる。

総合評価方式とした理由はなにか。

「取扱要領」別紙1の「未利用国有地の管理等業務に係る業務委託取扱要領」第2－1に、「会計法第29条の6第2項に規定する方法により競争入札を実施することとし」と規定されており、本規定により総合評価方式により入札を実施している。

総合評価方式の評価はどのようにしているののか。

「取扱要領」別添2－別紙6「未利用国有地管理等業務を実施する者を決定するための評価基準」の規定により、提案書の内容が「業務の目的に沿った実行可能なものであるか」を評価する「必須評価項目」と、効果的なものであるかを判断する「加点評価項目」を設定している。

組織体制や業務処理方法等で基礎点や加点項目があり、更に賃上げ実施やワークライフバランスの推進で加点していくこととなっている。